

空き家バンクへの掲載について

1 空き家バンクの利用条件

空き家バンクへ掲載することができる空き家には以下の条件があります。

- ① 居住を目的として建築され、現に居住する者がいない町内に所在する一戸建て住宅又は併用住宅（賃貸するためのものを除く。）で、良好な管理がなされているものであること。
- ② 空き家バンクに掲載された空き家の所有者等と当該空き家の取得を希望する者が交渉及び売買又は賃貸借契約を結ぼうとするときは、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第2条第3号に規定する宅地建物取引業者を介して行うものとし、町は仲介行為、苦情、紛争等には関与せず、一切の責任を負わないものであること。
- ③ 空き家バンクへの掲載に際して、空き家調査のため、町職員又は静岡県宅地建物取引協会の会員が立入調査を実施することに同意すること。

2 空き家バンクへの申込フロー

※ 別紙のとおり

吉田町空き家バンク事業実施フロー図

R01.07作成

【所有者等】

登録申込み

(提出物)

- ・登録申込書（様式第1号）
- ・委任状
- ・土地登記簿謄本
- ・間取りがわかる書類
- ・物件説明書の写し

【町・牧之原警察署】

暴力団員でないことの照会

【町】

現地調査・個票作成

【町】

登録の決定・台帳登録

【町⇒所有者等】

※登録する場合

登録決定通知書の送付

※登録しない場合

不登録決定通知書の送付

【町】

空き家バンクへの掲載

①全国版空き家バンク…都市環境課で掲載

②ゆとりすと静岡…企画課で掲載

①掲載から2年を経過した日の属する年度の12月末日

②空き家と除却又は売却し『空き家売却等届出書』が提出されたとき。

③『吉田町空き家バンク事業登録抹消申出書』が提出されたとき。

④『吉田町空き家バンク事業登録申込書』の内容に虚偽があったとき。

⑤空き家が特定空家等に該当したとき。

⑥空き家の管理状況が著しく悪いと町長が認めたとき。

【町】

空き家バンクから情報抹消